

電気個別需給約款  
昼ワッ得プラン  
昼ワッ得 CO2 フリープラン

2025 年 4 月 1 日実施

MC リテールエナジー株式会社

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| I   | 総則                     | 3  |
| 第1条 | 適用                     | 3  |
| 第2条 | 用語の定義                  | 3  |
| II  | 契約種別および料金ならびに契約容量の算定方法 | 3  |
| 第3条 | 契約種別および料金              | 3  |
|     | (東京電力エリア、中部電力エリア)      | 3  |
|     | (関西電力エリア)              | 16 |
| 第4条 | 契約容量の算定方法について          | 26 |
| III | 日割計算                   | 27 |
| 第5条 | 日割計算                   | 27 |
| 附 則 |                        | 28 |
| 別紙1 | 燃料費調整                  | 29 |
| 別紙2 | 再生可能エネルギー発電促進賦課金       | 31 |
| 別紙3 | 負荷設備の入力換算容量            | 32 |
| 別紙4 | 契約負荷設備の総容量の算定          | 35 |

## I 総則

### 第1条 適用

1. 本電気個別需給約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

| エリア名称   | 供給区域となる地域                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 東京電力エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）      |
| 中部電力エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県     |
| 関西電力エリア | 関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部 |

2. 本個別約款は、電気基本需給約款（以下、「基本個別約款」といいます。また、基本個別約款が変更された場合は変更後の基本個別約款によります。）と合わせて適用します。

### 第2条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

1. Wallbox  
ユアスタンド株式会社が提供する、EV・PHEVの普通充電器である「Wallbox パルサープラス」のことをいいます。
2. mywallbox  
Wallboxを使用する際に必要なアプリのことをいいます。

## II 契約種別および料金ならびに契約容量の算定方法

### 第3条 契約種別および料金

本個別約款で定める契約種別および各契約種別における料金は、以下のとおりとします。

電灯需要

| 供給区域               | 契約種別                           |
|--------------------|--------------------------------|
| 東京電力エリア<br>中部電力エリア | 1. 昼ワッ得プラン（60A 以下）             |
|                    | 2. 昼ワッ得プラン（6kVA～49kVA）         |
|                    | 3. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（60A 以下）     |
|                    | 4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA） |
| 関西電力エリア            | 1. 昼ワッ得プラン（6kVA 未満）            |
|                    | 2. 昼ワッ得プラン（6kVA～49kVA）         |
|                    | 3. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（6kVA 未満）    |
|                    | 4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA） |

（東京電力エリア、中部電力エリア）

1. 昼ワッ得プラン（60 A 以下）
  - (1) 適用条件および範囲  
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。  
(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。
- ※ Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。
- ※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。

(h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

## (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得プランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得プランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

※EV・PHEV の保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

- (e) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客さまの需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること
- ・ Wallbox による充電の遠隔制御機能を使用していること

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得プラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる場合がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流  
(a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 .によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1 .(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1 .(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東京電力エリア

| 契約電流    | 基本料金（税込）     |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 285 円 24 銭   |
| 15 アンペア | 427 円 68 銭   |
| 20 アンペア | 570 円 48 銭   |
| 30 アンペア | 855 円 72 銭   |
| 40 アンペア | 1,140 円 96 銭 |
| 50 アンペア | 1,426 円 20 銭 |
| 60 アンペア | 1,711 円 44 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流    | 基本料金（税込）   |
|---------|------------|
| 10 アンペア | 287 円 00 銭 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 15 アンペア | 430 円 50 銭   |
| 20 アンペア | 574 円 00 銭   |
| 30 アンペア | 861 円 00 銭   |
| 40 アンペア | 1,148 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,435 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,722 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東京電力エリア

| 使用量                  | 単価 (税込)   |
|----------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき (デイトタイム) | 23 円 15 銭 |
| 1 キロワット時につき (ピークタイム) | 43 円 32 銭 |
| 1 キロワット時につき (ベースタイム) | 36 円 43 銭 |

中部電力エリア

| 使用量                  | 単価 (税込)   |
|----------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき (デイトタイム) | 14 円 84 銭 |
| 1 キロワット時につき (ピークタイム) | 35 円 45 銭 |
| 1 キロワット時につき (ベースタイム) | 25 円 98 銭 |

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得プランを解約される場合、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条 (契約の解除および期限の利益の喪失) に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

2. 昼ワッ得プラン (6 kVA～49 kVA)

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

- (c)ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※ Wallbox 以外の充電器 (V2H、急速充電器 (CHAdeMO 規格) 含む) は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器 (V2H、急速充電器 (CHAdeMO 規格) 含む) は、このプランの対象外です。
- (h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

## (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得プランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得プランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。  
(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)  
※EV・PHEV の保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。
- (e) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン (EV・PHEV 専用単価) にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン (EV・PHEV 専用単価) への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン (EV・PHEV 専用単価) の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。
- ・ お客さまの需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること
  - ・ Wallbox による充電の遠隔制御機能を使用していること
- (デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)
- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得プラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高く

なる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま

す。  
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき    | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき    | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき    | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

- (c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。  
(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

東京電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 285 円 24 銭 |



中部電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 287 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東京電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイトタイム） | 23 円 15 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 43 円 32 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 36 円 43 銭 |

中部電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイトタイム） | 14 円 84 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 35 円 45 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 25 円 98 銭 |

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得プランを解約される場合、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

3. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（60 A 以下）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。
- (h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

## (2)特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得 CO2 フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

※EV・PHEV の保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

- (e) 昼ワッ得 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得 CO2 フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客さまの需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること
- ・ Wallbox による充電の遠隔制御機能を使用していること

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得 CO2 フリープラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。

(b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 .によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1 . (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1 . (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東京電力エリア

| 契約電流    | 基本料金（税込）     |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 285 円 24 銭   |
| 15 アンペア | 427 円 68 銭   |
| 20 アンペア | 570 円 48 銭   |
| 30 アンペア | 855 円 72 銭   |
| 40 アンペア | 1,140 円 96 銭 |
| 50 アンペア | 1,426 円 20 銭 |
| 60 アンペア | 1,711 円 44 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流    | 基本料金（税込）     |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 287 円 00 銭   |
| 15 アンペア | 430 円 50 銭   |
| 20 アンペア | 574 円 00 銭   |
| 30 アンペア | 861 円 00 銭   |
| 40 アンペア | 1,148 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,435 円 00 銭 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 60 アンペア | 1,722 円 00 銭 |
|---------|--------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東京電力エリア

| 使用量                  | 単価 (税込)   |
|----------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき (デイトタイム) | 23 円 15 銭 |
| 1 キロワット時につき (ピークタイム) | 43 円 32 銭 |
| 1 キロワット時につき (ベースタイム) | 36 円 43 銭 |

中部電力エリア

| 使用量                  | 単価 (税込)   |
|----------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき (デイトタイム) | 14 円 84 銭 |
| 1 キロワット時につき (ピークタイム) | 35 円 45 銭 |
| 1 キロワット時につき (ベースタイム) | 25 円 98 銭 |

(c) 再エネ価値

「1 月」につき、以下のとおりとします。

東京電力エリア/中部電力エリア

| 使用量              | 単価 (税込) |
|------------------|---------|
| ご使用量 1 キロワット時につき | 40 銭    |

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(5) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得 CO2 フリープランを解約される場合は、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(6) その他

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条 (契約の解除および期限の利益の喪失) に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン (6 kVA～49 kVA)

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。
- (h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

## (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得プランにおける料金の算定および算定期間については基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得 CO2 フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。  
（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）  
※EV・PHEV の保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。
- (e) 昼ワッ得 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得 CO2 フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客さまの需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること
- ・ Wallbox による充電の遠隔制御機能を使用していること

(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)

- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッデ得 CO2 フリープラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

### (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### (4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま

す。  
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき    | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき    | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき    | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

- (c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

### (5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 .によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1 . (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1 . (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

東京電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 285 円 24 銭 |

中部電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 287 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東京電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイタイム）  | 23 円 15 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 43 円 32 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 36 円 43 銭 |

中部電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイタイム）  | 14 円 84 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 35 円 45 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 25 円 98 銭 |

(c) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

東京電力エリア/中部電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込） |
|---------------------|--------|
| 実際のご使用量 1 キロワット時につき | 40 銭   |

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得 CO2 フリープランを解約される場合は、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

## （関西電力エリア）

### 1. 昼ワッ得プラン（6kVA 未満）

#### (1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。
- (h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

#### (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得プランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得プランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）



※EV・PHEVの保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

- (e) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。
- ・ お客さまの需要場所内にEV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること
  - ・ Wallboxによる充電の遠隔制御機能を使用していること
- （デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）
- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得プラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果およびHEMSの制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (4) 最大需要容量  
関西電力エリアの最大需要容量6キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯A相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が60アンペア以上であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であるものとみなします。  
電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。
- (5) 料金  
「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。
- (a) 基本料金  
基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金半額とします。

関西電力エリア

| 契約単位   | 基本料金（税込）     |
|--------|--------------|
| 1契約につき | 1,650 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日9時から15時までの間をいい、ピークタイムは、毎日16時から21時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

関西電力エリア

| 使用量                | 単価（税込）    |
|--------------------|-----------|
| 1キロワット時につき（デイトタイム） | 13 円 25 銭 |
| 1キロワット時につき（ピークタイム） | 25 円 63 銭 |
| 1キロワット時につき（ベースタイム） | 20 円 36 銭 |

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客様の設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客様が昼ワッ得プランを解約される場合は、mywallbox はお客様ご自身で必要に応じ解約してください。お客様が独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得プランを契約されたお客様まで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客様との契約を解除することがあります。

2. 昼ワッ得プラン（6kVA～49kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客様の場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客様の場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客様、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。

※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。

(h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

## (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得プランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得プランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客様の契約にかかわる内容を変更した場合は、必要に応じて mywallbox にてお客様ご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得プランをご契約中のお客様で、万が一、当社にてお客様による EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客様に対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

※EV・PHEV の保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

- (e) 昼ワッ得プランをご契約中のお客様で、万が一、当社にてお客様が以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客様に対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV 専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客様の需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること
- ・ Wallbox による充電の遠隔制御機能を使用していること

（デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>）

- (f) お客様の電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得プラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

## (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## (4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別

の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定め  
ます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき    | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき    | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき    | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

- (c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

#### (5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

#### 関西電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 323 円 41 銭 |

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デ  
イタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時  
の間をいいます。ベースタイムは、デイタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

#### 関西電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイタイム）  | 13 円 25 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 25 円 63 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 20 円 36 銭 |

#### (6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (c) お客さまが昼ワッ得プランを解約される場合は、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

3. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（6kVA 未満）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合  
当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
集合住宅に居住のお客さまの場合  
同一需要場所内に EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は対象外です。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で EV・PHEV を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、EV・PHEV を充電するための Wallbox が設置されていること、または設置する予定があること。  
※Wallbox 以外の充電器（V2H、急速充電器（CHAdeMO 規格）含む）は、このプランの対象外です。
- (h) Wallbox での充電制御を継続して受けていただけること。

(2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) 昼ワッ得 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、Wallbox は 1 台のみとします。ただし、Wallbox 1 台に対して EV・PHEV を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (c) お客さまの契約にかかわる内を変更する場合は、必要に応じて mywallbox にてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- (d) 昼ワッ得 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによる EV・PHEV の保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得 CO2 フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの

変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)

※EV・PHEVの保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

- (e) 昼ワッ得プランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得CO2フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン（EV・PHEV専用単価）の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客さまの需要場所内にEV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること
- ・ Wallboxによる充電の遠隔制御機能を使用していること

(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)

- (f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得CO2フリープラン加入前に他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができません場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

- (g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果およびHEMSの制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量

関西電力エリアの最大需要容量6キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯A相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が60アンペア以上であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であるものとみなします。

電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| 契約単位 | 基本料金（税込） |
|------|----------|
|------|----------|

|         |              |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 1,650 円 00 銭 |
|---------|--------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

関西電力エリア

| 使用量                 | 単価（税込）    |
|---------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき（デイトタイム） | 13 円 25 銭 |
| 1 キロワット時につき（ピークタイム） | 25 円 63 銭 |
| 1 キロワット時につき（ベースタイム） | 20 円 36 銭 |

(c) 再エネ価値

「1 月」につき、以下のとおりとします。

関西電力エリア

| 使用量              | 単価（税込） |
|------------------|--------|
| ご使用量 1 キロワット時につき | 40 銭   |

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得 CO2 フリープランを解約される場合は mywallbox はお客さまご自身で必要に応じアプリの削除してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) お

よび(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(d) 申込み対象は個人または法人とします。

(e) 戸建住宅に居住のお客さまの場合

当該戸建住宅の電力設備が小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であり、かつ、当該需要場所内にEV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること、または設置する予定があること。

集合住宅に居住のお客さまの場合

同一需要場所内にEV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること、または設置する予定があること。

※Wallbox以外の充電器(V2H、急速充電器(CHAdeMO規格)含む)は対象外です。

(f) お客さま、または同居家族の名義でEV・PHEVを所有していること。

(g) 当該需要場所内に、EV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること、または設置する予定があること。

※Wallbox以外の充電器(V2H、急速充電器(CHAdeMO規格)含む)は、このプランの対象外です。

(h) Wallboxでの充電制御を継続して受けていただけること。

## (2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

(a) 昼ワッ得CO2フリープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第16条(料金の算定)の定めを準用します。

(b) 昼ワッ得CO2フリープランは、1需要場所ごとに、Wallboxは1台のみとします。ただし、Wallbox1台に対してEV・PHEVを複数台所有する場合でも契約は可能です。

(c) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、当初を含め、必要に応じてmywallboxにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。

(d) 昼ワッ得CO2フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまによるEV・PHEVの保有を確認できない場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得CO2フリープランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープランにプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープランへの変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープランの供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)

※EV・PHEVの保有を確認するため、当社から車検証等写しの提出を求める場合がありますので、その場合にはすみやかに車検証等をご提出いただきます。

(e) 昼ワッ得CO2フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、当社にてお客さまが以下のいずれかの条件を満たしていないことを確認した場合は、お客さまに対して事前に通知のうえ、当社にて昼ワッ得プランを解約させていただき、自動的にデイトタイムバリュープラン(EV・PHEV専用単価)にプラン変更させていただきます。本号の規定をもって、デイトタイムバリュープラン(EV・PHEV専用単価)への変更にご承諾いただいたこととなりますので、あらかじめデイトタイムバリュープラン(EV・PHEV専用単価)の供給条件等の詳細について十分にご確認ください。

- ・ お客さまの需要場所内にEV・PHEVを充電するためのWallboxが設置されていること
- ・ Wallboxによる充電の遠隔制御機能を使用していること

(デイトタイムバリュープラン <https://www.machi-ene.jp/plan/tou/>)

(f) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、昼ワッ得CO2フリープラン加入前に他の小売電気事業者(以下「旧事業者」といいます。)と締結していた電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入がなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。



(g) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光発電設備を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき    | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき    | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき    | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

(c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 .によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1 .(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1 .(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| 契約容量                | 基本料金（税込）   |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 323 円 41 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

関西電力エリア

| 使用量                  | 単価 (税込)   |
|----------------------|-----------|
| 1 キロワット時につき (デイタイム)  | 13 円 25 銭 |
| 1 キロワット時につき (ピークタイム) | 25 円 63 銭 |
| 1 キロワット時につき (ベースタイム) | 20 円 36 銭 |

(c) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

関西電力エリア

| 使用量              | 単価 (税込) |
|------------------|---------|
| ご使用量 1 キロワット時につき | 40 銭    |

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、mywallbox の信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまが昼ワッ得 CO2 フリープランを解約される場合は、mywallbox はお客さまご自身で必要に応じアプリの削除してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(7) その他

- (a) 昼ワッ得 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条 (契約の解除および期限の利益の喪失) に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

#### 第 4 条 契約容量の算定方法について

1. 第 3 条 (契約種別および料金) 以下の各契約種別(4)(b)の場合の契約容量は次により算出します。

| 供給区域               | 契約種別                            |
|--------------------|---------------------------------|
| 東京電力エリア<br>中部電力エリア | 2. 昼ワッ得プラン (6kVA～49kVA)         |
|                    | 4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA) |
| 関西電力エリア            | 2. 昼ワッ得プラン (6kVA～49kVA)         |
|                    | 4. 昼ワッ得 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA) |

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
  - ・契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) × 1 / 1000
  - なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

2. お客様が、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

### III 日割計算

#### 第5条 日割計算

1. 当社は、基本約款第16条（料金の算定）第1項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。
  - (1) 基本料金は、なお、基本約款第16条（料金の算定）第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

・ 「1月」の該当料金×（日割計算対象日数/計量期間等の日数）  
該当料金とは、基本料金をいいます。
  - (2) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。
2. 基本約款第16条（料金の算定）第1項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第16条（料金の算定）第1項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

## 附 則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

### 2. 標準周波数についての特別措置

- (1) この需給約款実施の際、東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。
  - ・東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部
- (2) この需給約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給します。
  - ・長野県の一部

## 別紙1 燃料費調整

### 1. 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3 に定めるものとします。

##### (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

##### (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は、上限燃料価格とします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

#### (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

| 平均燃料価格算定期間              | 燃料費調整単価適用期間                      |
|-------------------------|----------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間  |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間 | その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間 |

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間    | その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間    | 翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間   | 翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間 | 翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間 | 翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間      |

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3 に定めるものとします。

## 3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

別表 1：燃料費調整単価算出係数等

| 供給地域    | $\alpha$ | $\beta$ | $\gamma$ |
|---------|----------|---------|----------|
| 東京電力エリア | 0.0048   | 0.3827  | 0.6584   |
| 中部電力エリア | 0.0275   | 0.4792  | 0.4275   |
| 関西電力エリア | 0.0140   | 0.3483  | 0.7227   |

別表 2：基準燃料価格

| 供給地域    | 基準燃料価格   |
|---------|----------|
| 東京電力エリア | 86,100 円 |
| 中部電力エリア | 45,900 円 |
| 関西電力エリア | 27,100 円 |

別表 3：基準単価

| 供給地域    |             | 基準単価   |
|---------|-------------|--------|
| 東京電力エリア | 1 キロワット時につき | 18.3 銭 |
| 中部電力エリア | 1 キロワット時につき | 23.3 銭 |
| 関西電力エリア | 1 キロワット時につき | 16.5 銭 |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

## 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1 月」の使用電力量とします。

### 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

### 4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

### 別紙3 負荷設備の入力換算容量

#### 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。

##### (1) けい光灯

|      | 換算容量                     |                          |
|------|--------------------------|--------------------------|
|      | 入力（ボルトアンペア）              | 入力（ワット）                  |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント | 管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント |                          |

##### (2) ネオン管灯

| 2 次電圧（ボルト） | 換算容量        |      |         |
|------------|-------------|------|---------|
|            | 入力（ボルトアンペア） |      | 入力（ワット） |
|            | 高力率型        | 低力率型 |         |
| 3,000      | 30          | 80   | 30      |
| 6,000      | 60          | 150  | 60      |
| 9,000      | 100         | 220  | 100     |
| 12,000     | 140         | 300  | 140     |
| 15,000     | 180         | 350  | 180     |

##### (3) スリムラインランプ

| 管の長さ（ミリメートル） | 換算容量        |         |
|--------------|-------------|---------|
|              | 入力（ボルトアンペア） | 入力（ワット） |
| 999 以下       | 40          | 40      |
| 1,149 以下     | 60          | 60      |
| 1,556 以下     | 70          | 70      |
| 1,759 以下     | 80          | 80      |
| 2,368 以下     | 100         | 100     |

##### (4) 水銀灯

| 出力（ワット）  | 換算容量        |       |         |
|----------|-------------|-------|---------|
|          | 入力（ボルトアンペア） |       | 入力（ワット） |
|          | 高力率型        | 低力率型  |         |
| 40 以下    | 60          | 130   | 50      |
| 60 以下    | 80          | 170   | 70      |
| 80 以下    | 100         | 190   | 90      |
| 100 以下   | 150         | 200   | 130     |
| 125 以下   | 160         | 290   | 145     |
| 200 以下   | 250         | 400   | 230     |
| 250 以下   | 300         | 500   | 270     |
| 300 以下   | 350         | 550   | 325     |
| 400 以下   | 500         | 750   | 435     |
| 700 以下   | 800         | 1,200 | 735     |
| 1,000 以下 | 1,200       | 1,750 | 1,005   |



## 2. 誘導電動機

### (1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

| 出力（ワット） | 換算容量        |       | 入力（ワット）                 |
|---------|-------------|-------|-------------------------|
|         | 入力（ボルトアンペア） |       |                         |
|         | 高力率型        | 低力率型  |                         |
| 35 以下   | -           | 160   | 出力（ワット）×<br>133.0 パーセント |
| 45 以下   | -           | 180   |                         |
| 65 以下   | -           | 230   |                         |
| 100 以下  | 250         | 350   |                         |
| 200 以下  | 400         | 550   |                         |
| 400 以下  | 600         | 850   |                         |
| 550 以下  | 900         | 1,200 |                         |
| 750 以下  | 1,000       | 1,400 |                         |

### (2) 3 相誘導電動機

|                        |
|------------------------|
| 換 算 容 量（入力〔キロワット〕）     |
| 出力（馬力）× 93.3 パーセント     |
| 出力（キロワット）× 125.0 パーセント |

## 3. レントゲン装置

| 装置種別（携帯型<br>および移動型を含<br>みます。） | 最高定格管電圧<br>（キロボルトピーク） | 管電流（短時間定格電流）<br>（ミリアンペア）     | 換算容量（入力）<br>（キロボルトアンペ<br>ア）              |
|-------------------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------------------------|
| 治療用装置                         |                       |                              | 定格 1 次最大入力<br>（キロボルトアン<br>ペア）の値としま<br>す。 |
| 診察用装置                         | 95 キロボルトピー<br>ク以下     | 20 ミリアンペア以下                  | 1                                        |
|                               |                       | 20 ミリアンペア超過<br>30 ミリアンペア以下   | 1.5                                      |
|                               |                       | 30 ミリアンペア超過<br>50 ミリアンペア以下   | 2                                        |
|                               |                       | 50 ミリアンペア超過<br>100 ミリアンペア以下  | 3                                        |
|                               |                       | 100 ミリアンペア超過<br>200 ミリアンペア以下 | 4                                        |
|                               |                       | 200 ミリアンペア超過<br>300 ミリアンペア以下 | 5                                        |

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

|                 |                                          |                                |      |
|-----------------|------------------------------------------|--------------------------------|------|
|                 |                                          | 300 ミリアンペア超過<br>500 ミリアンペア以下   | 7.5  |
|                 |                                          | 500 ミリアンペア超過<br>1,000 ミリアンペア以下 | 10   |
|                 | 95 キロボルトピーク<br>超過<br>100 キロボルトピーク<br>以下  | 200 ミリアンペア以下                   | 5    |
|                 |                                          | 200 ミリアンペア超過<br>300 ミリアンペア以下   | 6    |
|                 |                                          | 300 ミリアンペア超過<br>500 ミリアンペア以下   | 8    |
|                 |                                          | 500 ミリアンペア超過<br>1,000 ミリアンペア以下 | 13.5 |
|                 | 100 キロボルトピーク<br>超過<br>125 キロボルトピーク<br>以下 | 500 ミリアンペア以下                   | 9.5  |
|                 |                                          | 500 ミリアンペア超過<br>1,000 ミリアンペア以下 | 16   |
|                 | 125 キロボルトピーク<br>超過<br>150 キロボルトピーク<br>以下 | 500 ミリアンペア以下                   | 11   |
|                 |                                          | 500 ミリアンペア超過<br>1,000 ミリアンペア以下 | 19.5 |
| 蓄電器放電式<br>診察用装置 | コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下                 |                                | 1    |
|                 | 0.75 マイクロファラッド超過<br>1.5 マイクロファラッド以下      |                                | 2    |
|                 | 1.5 マイクロファラッド超過<br>3 マイクロファラッド以下         |                                | 3    |

#### 4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

#### 5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

#### 別紙 4 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
  - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合  
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
  - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合  
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
    - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院  
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
    - (b) (a)以外の場合  
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。